

広島県告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年一月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所 所在地	事業所の 名称	事業所の 所在地	廃止年月日
社会福祉法人三 次市社会福祉協 議会	三次市十日市東三丁 目一四番一号	ホームヘルプセ ンターみよし北	三次市布野町上布野 一〇九三番地一	平成二十四年一 月二二日